

空所の空気管等に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 D 編
高速船規則検査要領

改正理由

鋼船規則 D 編 13.6.1-1.は、タンクやコファダムに対して空気管を設置することを要求している。また、本会では、従来からコファダム以外の空所であっても、上記規則に従い空気管を設置することを要求している。これに対し業界から、鋼船規則 D 編 13.6.1-1.の適用範囲を明確に記載するよう要望があった。

これに加えて、鋼船規則の総合見直しの一環として、空気管、ビルジ管及び測深装置を省略できる条件について見直しを実施した。

このため、業界要望及び見直し結果に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 空気管及び測深装置について、タンク及びコファダム以外の区画にも設置が要求される旨規定した。
- (2) 空気管、ビルジ管及び測深装置について、その省略を認めることができる条件を明記した。
- (3) 内陸水路航行船規則のうち空気管、ビルジ管及び測深装置の要件について、鋼船規則 D 編の関連規定と整合を取った。

改正条項

鋼船規則 D 編 13.6.1, 13.6.3, 13.8.1
高速船規則 9 編 8.5, 8.7.1
鋼船規則検査要領 D 編 D13.5.1, D13.6.1, D13.8.1
高速船規則検査要領 9 編 8 章